

豊かな体験活動推進事業委託要項

平成14年4月1日
初等中等教育局長決定

1 趣 旨

子どもたちが豊かな人間性や社会性などを育むために、学校教育において様々な体験活動を充実させることが重要である。このため「豊かな体験活動推進地域」及び「豊かな体験活動推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開に資する。

2 委託先

都道府県及び指定都市の教育委員会（以下「都道府県等の教育委員会」という。）

3 委託期間

原則として2か年とする。ただし、事業の委託は年度ごとに行うものとする。

4 事業の実施

(1) 「豊かな体験活動推進地域」及び「豊かな体験活動推進校」の選定

ア 本事業の委託を受ける都道府県等の教育委員会は、市区町村の中から「豊かな体験活動推進地域」（以下「推進地域」という。）を、また推進地域内の小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校（以下「小・中・高等学校等」という。）の中から「豊かな体験活動推進校」（以下「推進校」という。）を選定する。

イ 文部科学省は、都道府県等の教育委員会の選定に基づき、「推進地域」及び「推進校」の指定を行う。

(2) 都道府県等の教育委員会における取組

ア 都道府県等の教育委員会においては、「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」（平成13年9月14日付け13文科初第597号、文部科学省初等中等教育局長・生涯学習局長通知）及び「学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の促進に当たっての福祉部局との連携について」（平成14年3月29日付け13文科生第1112号、文部科学省初等中等教育局長・生涯学習局長通知）を踏まえ、推進地域及び推進校に対して本事業の効果的な実施に必要な指導・助言を行うとともに、その取組が各都道府県下の小・中・高等学校等における体験活動の充実の参考とされるように配慮するものとする。

イ 道府県の教育委員会においては、当該道府県内の指定都市が本事業の委託を受ける場合にあっては、推進地域及び推進校の取組を効果的に活用する観点から、当該指定都市の教育委員会と十分連携・協力を図るものとする。

(3) 推進校における体験活動の実施

推進校においては、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、同一推進地域内の他の推進校と連携を図りながら、他の学校のモデルとなる一定期間まとまった体験活動を行う。

ア 実施形態

原則として学校全体又は特定の学年、学科、コース等全体で実施する。

イ 教育課程

総合的な学習の時間、特別活動をはじめ各教科等の特性を考慮し、体験活動を教育課程に適切に位置付けての授業の一環として実施する。

ウ 体験活動の内容

次の活動例を参考に，推進校において決定する。

【活動例】

ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
自然に関わる体験活動
勤労生産に関わる体験活動
職場・職業・就業に関わる体験活動
文化や芸術に関わる体験活動
交流に関わる体験活動
その他の体験活動

エ 体験活動の期間

体験活動は，年間7日間以上又はそれに相当する時間数以上行うものとする。なお，当該日数には事前・事後の指導は含まない。また，委員会活動や係活動，部活動，有志による活動など一部の者のみが参加する活動は含まない。

オ 実施方法

体験活動のねらいや内容等に応じ，ア)一定期間に連続して実施する方法（宿泊を伴う場合を含む。），イ)週や月ごとに定例の実施日を決めるなどして年間にわたって継続的に実施する方法，ウ)季節などに応じて不定期に実施する方法などの工夫を行う。

カ 取組に当たっての課題

次のような課題に重点を置いて取組を進める。

- (ア) 学校段階・学年等に応じた体験活動の在り方
- (イ) 教育課程への適切な位置付け
- (ウ) 各教科等の指導との関連
- (エ) 適切な評価の在り方（児童生徒の体験活動の評価，体験活動の計画や実施の評価等）
- (オ) 校内の推進体制（キに掲げる学校支援委員会を含む）の在り方
- (カ) 関係機関・団体との効果的な連携の在り方
- (キ) 学校外活動への発展・関連，など

キ 学校支援委員会

推進校においては，地域の実態等を踏まえ，学校長を中心に，教職員，保護者，地域の自治会，関係機関や社会教育団体等の関係者，地域の企業等の関係者などで構成する「学校支援委員会」を設置する。

学校支援委員会においては，関係者の連携・協力の下，体験活動の場や機会の開拓，指導者の確保，体験活動の円滑な実施への協力等，体験活動の充実に資する取組を行う。

ク 取組に関する情報提供等

推進校においては，小・中・高等学校等の関係者の参考となるよう，その取組の過程や成果について，求めに応じ，推進校における教育活動に支障のない範囲で情報提供を行うものとする。

また，別途開催する予定の「豊かな体験活動推進事業ブロック交流会」における情報交換等のため事例の提供等を行うとともに，年度毎に取組の概要や成果，課題等を取りまとめるものとする。

(4) 豊かな体験活動推進地域協議会

推進地域に、地域の実態等を踏まえ、教育委員会、推進校、関係行政機関、社会教育団体等関係団体、企業等の関係者、有識者等により構成される「豊かな体験活動推進地域協議会」を設置し、次のような事項について協議、情報交換等を行う。

ア 推進地域として推進校の取組等を通じて実現したいねらいや重点

イ 推進校全体の連携や取組の進め方

ウ 児童生徒の学校段階・学年等に応じた体験活動の効果的なカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方

エ 推進校における体験活動実施に当たっての課題の解決や全体の成果の取りまとめ等

5 委託手続

(1) 都道府県等の教育委員会は、別紙 により事業実施計画書を文部科学省に提出する。

(2) 文部科学省は、上記(1)により提出された事業実施計画等を審査の上、事業の実施を都道府県等の教育委員会に委託する。

6 委託経費の取扱い

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で豊かな体験活動推進事業の実施に必要な経費を、委託費として支出する。

(2) 事業の実施過程において、事業実施計画について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、別紙 による事業実施計画書中6の(1)については、委託費の総額に影響を及ぼさない場合で、事業実施の経費項目毎の20%以内の額を変更する場合は、この限りではない。

(3) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して適当な帳簿を用い、整理し、用途を明らかにしておくものとする。

7 研究の報告

(1) 委託を受けた都道府県等の教育委員会は、別紙 による事業実績報告書及び別紙 による収支精算書(正本及び副本各1通)を作成し、各年度の事業終了後20日を経過した日又は毎年度末のいずれか早い期日までに、文部科学省に提出するものとする。

(2) 上記(1)で定める別紙 の事業実績報告書のほか、推進地域及び推進校の取組について事例の提供等を求める場合がある。

8 留意事項等

(1) 都道府県等の教育委員会においては、その実態に応じ、私立学校担当部局、社会教育担当部局、福祉関係部局、関係機関及び関係団体等との十分な連携の下、事業を実施するよう努めるものとする。

(2) 本事業の実施に当たっては、文部科学省の「学校内外を通じた奉仕活動・体験推進事業」及び「子ども放課後・週末支援事業」をはじめ、児童生徒の体験活動の充実に関わる国、都道府県及び市町村の事業との関連を図ることが望ましい。

(3) 推進校のうち、平成13年度の「中・高校生の職場体験事業」の「推進校」の指定を受けていた学校にあっては、上記4(3)のエ及びキについては、その内容によらないことができる。

9 事業実施状況等の実態調査

文部科学省は、必要に応じ、この事業の実施状況及び経費処理状況について、実態調査を行う。